## 西北九州市公報

発 行 所

北九州市小倉北区城内1番1号 北 九 州 市 役 所

**り** 

◇ 規 則

ページ

・ 北九州市土地区画整理事業保留地処分規則の一部を改正する規則【都 市戦略局都市再生推進部事業推進課】

2

北九州市土地区画整理事業保留地処分規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年8月21日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市規則第54号

北九州市土地区画整理事業保留地処分規則の一部を改正する規則 北九州市土地区画整理事業保留地処分規則(平成6年北九州市規則第14号)の一部を次のように改正する。

第17条各号列記以外の部分中「当該通知を受けた日の翌日から起算して10日以内」を「市長が指定する日まで」に改める。

第20条第1項中「契約締結の日から起算して30日以内」を「契約で定める日まで」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。